

地方自治法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 情報セキュリティに関する事項

地方自治法第二百四十四条の六第三項の指針及び助言の対象から除く執行機関を定めること。（地方自

治法施行令第七十三条の七関係）

第二 特定歳入等の収納に関する事項

一 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定により地方税共同機構が行う特定収納事務の対象から除くものを定めること。（地方自治法施行令第七十三条の四第一項関係）

二 地方自治法第二百四十三条の二の七第二項の規定により地方税共同機構に特定収納事務を行わせる場合について、地方税法施行令第五十七条の五から第五十七条の五の三までの規定を準用すること。（地方自治法施行令第七十三条の四第二項関係）

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第
一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行すること。（附則関係）